

平成 30 年 3 月 30 日

吸収分割に係る事後開示書類

川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号
富士通株式会社
代表取締役 田中 達也

川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号
富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社
代表取締役 高田 克美

富士通株式会社（以下、「分割会社」という。）は、平成 30 年 2 月 8 日付分割契約に基づき、平成 30 年 3 月 30 日を効力発生日として、富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社（以下、「承継会社」という。）に、分割会社のらくらくコミュニティ事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）を行いました。本件分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

平成 30 年 3 月 30 日

2. 分割会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づく簡易分割であるため、当社の株主は吸収分割をやめることの請求はできません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づく簡易分割であるため、会社法 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法 787 条の規定による手続の経過

分割会社は、新株予約権を発行していないことから、会社法 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条の規定に従い、平成 30 年 2 月 22 日付の官報及び電子公告にて債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

承継会社に対して、会社法第 796 条第 2 項の規定に従い本件分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 797 条の規定に従い、本件分割をする旨並びに分割会社の商号及び住所をその株主に通知しましたが、株式の買取りを請求した株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条の規定に従い、平成 30 年 2 月 22 日付官報をもって、債権者に対して会社分割に対する異議申述の公告を行い、また、同日知れている債権者に対して各別の催告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である平成 30 年 3 月 30 日をもって、分割会社から分割契約書に記載された本件事業に属する資産、負債、契約上の地位及びその他権利義務を同契約書に従い承継いたしました。

なお、本件分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額は 0 円であり、承継した負債の額は 0 円であります。

5. 本件分割による変更の登記をした日

平成 30 年 3 月 30 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項

(1) 吸収分割に際して交付する株式及びその割当てに関する事項

承継会社は、分割契約書第 4 条のとおり、本件分割に際して普通株式 300 株を新たに発行し、そのすべてを分割会社に割当て交付いたしました。

(2) 承継会社の資本金及び準備金に関する事項

本件分割の結果、承継会社の資本金及び準備金に変動はありません。

以 上